



平成 22 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 橋本 幸延
(TEL. 06-6683-3101)

定款の一部変更並びに第 35 回定時株主総会の付議議案決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 35 回定時株主総会において、定款の一部変更を含む 4 議案の付議について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定時株主総会付議議案

- (1) 第 1 号議案 定款一部変更の件
- (2) 第 2 号議案 取締役 1 名選任の件
- (3) 第 3 号議案 監査役 1 名選任の件
- (4) 第 4 号議案 会計監査人選任の件

2. 各議案の概要

(1) 定款一部変更の件

①定款変更の理由

会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条および第 427 条の定める会計監査人の責任免除制度に基づき、定款に第 42 条（会計監査人の責任免除）の規定を新設するものであります。

②変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(会計監査人の責任免除) 第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を</u>

第42条～第45条（条文省略）	締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第43条～第46条（現行どおり）
-----------------	---

（２）取締役１名選任の件

①取締役候補者

氏名	現役職	選任の種別
奥田 宏	執行役員 卸売営業部部長	新任

②取締役候補者の略歴

氏名（生年月日）	略歴
奥田 宏 （昭和31年4月23日）	昭和60年9月 信和商事株式会社（現シンワオックス株式会社）入社 平成21年10月 執行役員 卸売営業部部長（現任）

（注）取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

③取締役候補者の選任理由

当社の経営基盤の強化を図るため、取締役を１名増員するものであります。

④就任予定年月日

平成22年6月25日（第35回定時株主総会開催予定日）

（３）監査役１名選任の件

①監査役候補者

氏名	現役職	選任の種別
朝長 雅寛	—	新任

②監査役候補者の略歴

氏名（生年月日）	略歴
朝長 雅寛 （昭和20年11月17日）	平成13年7月 大阪福島税務署長 平成15年7月 大阪国税局 総務部事務管理課長 平成16年7月 門真税務署長 平成17年9月 朝長雅寛税理士事務所所長（現任）

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．朝長雅寛氏は、社外監査役候補者であります。

③監査役候補者の選任理由

今般、現監査役播間一平氏より、病気療養中につき、引き続き重責を担うことが困難であるため、第35回定時株主総会の終了をもって、辞任したい旨の申し出があり、本日開催の取締役会において、その受理をいたしました。

つきましては、その補欠として、監査役１名を選任するものであります。また、監査役候補者朝長雅寛氏は、税理士の資格を有しており、税理士の専門的見地から豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待して、社外監査役候補者といたしました。

なお、監査役候補者朝長雅寛氏は、監査役播間一平氏の補欠として選任されることになるため、その任期は、当社定款の定めにより退任される同監査役の任期の満了するときまでとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

④就任予定年月日

平成22年6月25日（第35回定時株主総会開催予定日）

(4) 会計監査人選任の件

①会計監査人の名称および事務所所在地等

名 称	アクティブ有限責任監査法人
事 務 所	大阪市中央区大手前一丁目6番4号
沿 革	平成16年4月 アクティブ監査法人設立 平成22年3月 アクティブ有限責任監査法人となる。
概 要	構成人員 社員（公認会計士） 5名 職員（公認会計士） 4名 （その他の職員） 10名 合 計 19名 関与会社数 11社 出資金 9,500千円

②会計監査人選任の理由

当社の会計監査人でありました霞が関監査法人は、平成21年9月1日をもって、当社の会計監査人を辞任いたしました。これに伴い、当社は、会社法346条第4項および第6項の規定に基づき、平成21年9月1日開催の監査役会の決議をもって、アクティブ監査法人（現アクティブ有限責任監査法人）を一時会計監査人に選任し、現在に至っております。

当社の会計監査人としては、会計監査の継続性を確保するため、引き続きアクティブ有限責任監査法人が適任であると認識していることから、ここに改めて、同監査法人を当社の会計監査人として選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

③就任予定年月日

平成22年6月25日 （第35回定時株主総会開催予定日）

以 上